

第1回川口市自治基本条例策定委員会会議録

川口市自治基本条例策定委員会

目 次

第1回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表	1
第1回川口市自治基本条例策定委員会会議録	5
1 開会	6
2 委嘱書交付	6
3 市長あいさつ	6
4 自己紹介	9
5 正・副委員長の互選	10
(1) 休憩の宣告	11
(2) 再開の宣告	12
6 正・副委員長あいさつ	15
7 諮問	18
8 議事	19
(1) 会議の公開について	19
(2) 傍聴の許可について	22
(3) 会議の進め方及び今後のスケジュールについて	27
(4) 部会への参加について	33
(5) 休憩の宣告	39
(6) 再開の宣告	39
9 講演会	39
10 閉会	51

第1回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表

- 1 開催日時 平成19年7月17日(火)
開会 午前10時01分
閉会 午後 0時40分
- 2 開催場所 川口駅前 川口市民ホール「フレンジア」A・Bホール
- 3 自治基本条例策定委員会出席委員

	氏名	備考
委員長	立石 泰広	市議会議員
副委員長	金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科・教授
副委員長	平 修久	聖学院大学政治経済学部・教授
副委員長	佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部・准教授
副委員長	三宅 雄彦	埼玉大学経済学部・准教授
副委員長	石井 良一	滋賀大学産業共同研究センター・客員教授
委員	團野 純子	川口商工会議所
委員	佐々木 秀夫	川口鋳物工業協同組合
委員	砂沢 学賦	川口青年会議所
委員	椎橋 美孝	川口農業青年会議所
委員	湯本 孝子	ファミリーサポートセンターサポーター
委員	小川 裕子	日本ガーディアン・エンジェルス川口支部
委員	北原 伸泰	川口市民生委員児童委員協議会
委員	永瀬 恒夫	朝日地区連合町会長
委員	光田 直之	市議会議員
委員	木岡 崇	市議会議員
委員	池田 嘉明	市議会議員
委員	岩澤 勝徳	市議会議員
委員	松本 英彦	市議会議員
委員	豊田 満	市議会議員
委員	大関 修克	市議会議員
委員	阿部 ひろ子	市議会議員
委員	金子 信男	市議会議員

委員	青山 恵子	公募委員
委員	浅羽 理恵	公募委員
委員	庵地 眞見	公募委員
委員	碓 康雄	公募委員
委員	石井 邦夫	公募委員
委員	伊田 清	公募委員
委員	伊田 昭三	公募委員
委員	大崎 行雄	公募委員
委員	神尾 裕子	公募委員
委員	河合 恭平	公募委員
委員	小島 勉	公募委員
委員	佐藤 一毅	公募委員
委員	篠田 直毅	公募委員
委員	鈴木 忠寛	公募委員
委員	堀和 光二郎	公募委員
委員	長谷川勇太	公募委員
委員	堀 啓映子	公募委員
委員	宮原 美佐子	公募委員
委員	森 雄児	公募委員
委員	山田 幸子	公募委員
委員	吉澤 康博	公募委員
委員	吉田 順子	公募委員

4 自治基本条例策定委員会欠席委員

	氏 名	備 考
委員	増田 征則	川口機械工業協同組合
委員	中村 純司	日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会
委員	落合 祥二	公募委員
委員	高橋 清	公募委員
委員	林 美恵子	公募委員

5 その他の出席者

	氏 名	備 考
	岡村 幸四郎	市長
事務局	関口 徳三	政策審議監兼政策審議室長
事務局	村川 勝司	企画財政部長
事務局	押田 善司	企画財政部次長兼総合政策課長
事務局	榎本 和扶	政策審議員
事務局	藤波 博	政策審議員
事務局	関 正治	政策審議員
事務局	藪島 豊	政策審議員
事務局	永井 克昌	総合政策係長
事務局	三野 悟	総合政策課主査
事務局	中村 美智江	総合政策課主査
事務局	二俣 祐二	総合政策課主任
事務局	小野 秀憲	総合政策課主任
事務局	松木 利史	総合政策課主任
事務局	中山 知樹	総合政策課主事
事務局	小池 純司	(株)野村総合研究所
事務局	妹尾 昌俊	(株)野村総合研究所
事務局	山口 高弘	(株)野村総合研究所
事務局	小野寺 孝	(株)野村総合研究所

第 1 回川口市自治基本条例策定委員会会議録

1 開会（午前10時1分）

総合政策課長

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより、第1回川口市自治基本条例策定委員会を開会いたします。

申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます企画財政部総合政策課長の押田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委嘱書交付

総合政策課長

初めに、岡村市長から川口市自治基本条例策定委員会委員の委嘱書の交付を行います。

お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立していただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

（岡村市長から、各委員に対し委嘱書を交付）

3 市長あいさつ

総合政策課長

ここで岡村市長からごあいさつを申し上げます。

岡村市長

皆さん、おはようございます。

昨日は新潟中越沖地震が勃発をいたしました。被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げたい、とこのように思います。

そして、今日は、週の初め、皆さんには何かとご多用の折、しかも台風一過ではありますけれども、梅雨どきの足元の悪い中にも関わりませず、第1回の川口市自治基本条例策定委員会を開催させていただきましたところ、このように大変多くの皆様方にご参集を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

そして、開会に当たりまして、ただいまそれぞれの委員の皆様方に本策定委員会の委員としてのご委嘱をさせていただいた次第であります。これから約1年半をかけて川口の自治基本条例の成案をつくっていただくことになるわけではありますが、大変貴重なお時間をこの条例案の策定に向けて費やしていただくわけではありますが、ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

私どものこうした審議会、委員会は、通例最高15人というふうになっておりますが、今回は50人という大変多い委員の皆さんにご委嘱をさせていただき、それと
りわけ50人のうち半分の25人は公募という形で選ばせていただきました。公募に
応募された方は47名、ですから倍率2倍を勝ち取った委員の皆さんであります
が、そのような積極的な市民の皆さんにご参加をいただくということが、何より
私はこの自治基本条例をつくるにあたって、一番大事なことだというふうに思っ
ている次第であります。

皆さんもご案内のことかと思いますが、昨年末の臨時国会におきまして地方分権改
革推進法という法律ができました。これはご案内のとおり、西暦2000年の平成
12年、地方分権一括法というものができて、地方分権というものをしっかり考
え推進していこうということで、これまでの国から地方への機関委任事務とい
うことが廃止をされて、できる限り地方にできることは地方にということで権
限の移譲をし、さらに権限だけではできませんから、財源の移譲も併せて行
おうということで、平成18年度をもっていわゆる三位一体の改革というもの
が終わったわけでありまして、しかし、3兆円という国税を地方税に移すとい
うことは、これはもう本当に画期的なことではあります、その中身を検証す
ると、我々地方にとっては必ずしも満足のいくものではないというふうに私
どもは総括をしております。

そして、こうした一連の動きを受けて、安倍内閣の発足とともに第2期の地方分
権をしっかりと進めていこうということで、今申し上げた法律ができ、そし
て今年に入って地方分権改革推進委員会が設立をされて、そして5月30日
にこの地方分権改革推進委員会の基本的な考え方というものが示されたわけ
であります。その中に初めてと
いていいと思いますが、いわゆる公式文書の中で「地方政府」という言葉
が使われました。ですから、これからいろんな議論をしていく中で、これは
どのように変遷していくのか、こうしたものが取り上げられるのかよくわか
りませんが、しかし地方政府という言葉が公式文書の中で初めて出てきた
ということも、私はこの推進委員会の意気込みというものを感じるわけであ
りまして、大いに歓迎をしたいと思っております。

もとより政府というのは、国家を統治する一つの機関であり、国を運営して
いく機関であります。ですから、地方政府という言葉が出てきたということは、
まさに地方国家という概念がなければ地方政府という言葉は出てこないわけ
です。ですから、そういったことを考えると、まさに都道府県単位になるのか
市町村単位になるのかわかりませんが、まさに地方の一つの行政単位を国家
として考えようじゃないかということが、この正式な分権推進委員会の中で
謳われてきたということは、やはり私は大きな進展ではないかと思ってい
ます。しかし、何より大事なことは、いかにそういったところでそういう考
え方が出てきても、本来の地方にある我々自身がそういう意識を持って自
治を考えられるのかどうなのか、これが私は一番大事なところだろうとい
うふうに思っているわけです。

ですから、私は市長就任時よりまちはみんなで作るものだということをいつも言ってきました。単に行政サービスを受けるだけではなくて、我々市民として何ができるだろうか、そういうこともやっぱりしっかりと考えていかなければならない。そして、やっぱり市民の満足度というのは、行政から受けるサービスの向上も一つの側面でありますけれども、自分たちで主体的に参画をしている満足感、これもやっぱり大きなものがあるのではないだろうか、こんなふうに思っています。ですから、まさに地方国家という考え方があるならば、それには当然国の憲法と同じように地方の基本法、いわゆる地方の憲法というものがあってもしかるべきではないかというふうに思っています。しかし、単にこういったものをつくればいいというものではないわけです。これはもう、つくろうと思えばいつでも簡単にできるわけです。そして、歴史の中にしまっただけで済ませば、それでもう終わりなんです。やっぱり市民の皆さんの意識というものが、自分たちは何ができるのだろうか、何をやらなきゃいけないのだろうか。そして、我々行政は何をやらなきゃいけないのだろうか、議会はどうかあるべきなのだろうか。そうしたことをやっぱりみんなで考えて、そういう市民の意識が醸成されたところでなければ、こうした基本条例をつくる意味がないというふうに私は思っています。

ですから、そういうことから私もちょうど市長に就任して10年たちましたが、日本一のボランティアのまちをつくろうと、こんなことも提唱しながら、これも本当に今全国的にも注目されるようなボランティア活動が展開できるようになりましたが、そういう中で本当に市民の皆さんの意識というものが本当に高まってきた。やはりそういうときにこうした条例をつくるということが、私は極めて大事なことではないだろうか、こんなふうに思っています。

したがって、今回はいつもこうした委員会というのは大体我々行政の事務局の方で素案というものを提出して、それをたたき台にして成案をつくっていただくわけですが、今回は何もそういった準備はしておりません。まさに皆さんの手づくりで、皆さんの問題意識の中で私はこの基本条例をつくっていただきたい。そうでなければ意味がないということを重ねて私は強調したいというふうに思っています。

そしてまた、50人の委員の皆さんにもそれぞれ問題意識の温度差あるいはさまざまな思いというものがあるだろうと思うんです。ですから、そういう問題意識を一つ共通のものにするために、今日はこの後に辻山先生から基本的なご講演をいただいて、そして問題の整理をしていただきたいというふうに思っています。

そして、この委員の中に5人の各大学の先生方にも入っていただきまして、50人で一遍に議論してもこれはもう百家争鳴で意見がまとまりませんので、5つの部会に分かれていただいて、それぞれの先生方に座長をしていただいて、そして最終的にこの基本条例の案をつくっていただければありがたいというふうに思っています。とにかくこうした形式の委員会というのは初めてでありますから、私も大変興味深く見守

らさせていただきたいというふうに思っている次第であります。

どうか重ねて1年半近くなりますけれども、皆さんに大変貴重なお時間をいただくわけではありますが、しかし何はともあれ、この川口がもっともって住んでいる人にとっていいまちになるように、そのことをみんなで考えながら、ぜひ皆さんのお力添えを賜りたいというように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます、私からのあいさつにかえたいと思います。

ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4 自己紹介

総合政策課長

次に、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

恐縮でございますが、時間の関係もございますので、お名前と所属のみを自席にてお願いしたいと存じます。お手元に配付してあります資料 3、委員名簿の1番から順にお願いいたします。

初めに、1番の團野委員さんからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(各委員、順に自己紹介)

- 團野 純子委員 (川口商工会議所)
- 佐々木 秀夫委員 (川口鑄物工業協同組合)
- 椎橋 美孝委員 (川口農業青年会議所)
- 湯本 孝子委員 (ファミリーサポートセンター)
- 小川 裕子委員 (日本ガーディアン・エンジェルス川口支部)
- 北原 伸泰委員 (川口市民生委員児童委員協議会)
- 永瀬 恒夫委員 (朝日地区連合町会長)
- 金井 利之委員 (東京大学大学院法学政治学研究科)
- 平 修久委員 (聖学院大学政治経済学部)
- 佐藤 徹委員 (高崎経済大学地域政策学部)
- 三宅 雄彦委員 (埼玉大学経済学部)
- 石井 良一委員 (滋賀大学産業共同研究センター)
- 光田 直之委員 (市議会議員)
- 木岡 崇委員 (市議会議員)
- 池田 嘉明委員 (市議会議員)
- 岩澤 勝徳委員 (市議会議員)

松本 英彦委員 (市議会議員)
豊田 満委員 (市議会議員)
立石 泰広委員 (市議会議員)
大関 修克委員 (市議会議員)
阿部 ひろ子委員 (市議会議員)
金子 信男委員 (市議会議員)
青山 恵子委員 (公募)
浅羽 理恵委員 (公募)
庵地 眞見委員 (公募)
碓 康雄委員 (公募)
石井 邦夫委員 (公募)
伊田 清委員 (公募)
伊田 昭三委員 (公募)
大崎 行雄委員 (公募)
神尾 裕子委員 (公募)
河合 恭平委員 (公募)
小島 勉委員 (公募)
佐藤 一毅委員 (公募)
篠田 直毅委員 (公募)
鈴木 忠寛委員 (公募)
堀和 光二郎委員 (公募)
長谷川 勇太委員 (公募)
堀 啓映子委員 (公募)
宮原 美佐子委員 (公募)
森 雄児委員 (公募)
山田 幸子委員 (公募)
吉澤 康博委員 (公募)
吉田 順子委員 (公募)

5 正・副委員長の互選

総合政策課長

ありがとうございました。

それでは、ここで川口市自治基本条例策定委員会条例第6条の規定に基づきまして、正副委員長を互選していただきたいと存じます。

互選には、指名推選と選挙の方法がありますが、いかがいたしましょうか。

永瀬委員

これだけの人数の委員会ですので、指名推選の方法でお願いしたいと思います。また、委員長にはこのような会議に精通されております議員さんの方の中からとさせていただきます。いただければありがたいと思います。

総合政策課長

ただいま、指名推選、それに併せて、議員さんがいらっしゃいますので、これだけの多い人数を支えていくという形になりますと議員さんがよろしいというようなお声もありましたが、いかがでしょうか。

異議なし

総合政策課長

それでは、指名推選という形で委員長は議員さんの中からと、このような形でよろしいでしょうか。

異議なし

総合政策課長

皆様からご賛同いただきましたので、そのようにさせていただきたいと存じます。

金子委員

議員という話がありましたので、少し話をしたいので、ここでちょっと暫時休憩していただけますか。

(1) 休憩の宣告 (午前 10 時 26 分)

総合政策課長

議員さんのほうから、議員さんの中でご協議ということで暫時休憩をさせていただきたいとこのことです。

それでは、ここで暫時休憩させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

(2) 再開の宣告 (午前 1 0 時 3 0 分)

総合政策課長

再開いたします。

議員さんで協議をされたということでございますので、委員長の選出についてはいかがでしょうか。

金子委員

議員の中で一番年長なので報告させていただきますが、こういう席上ではそれぞれ政党は関係なく、大いに、お互いの持つ叡智を結集するという役割を果たそうということから、最大会派の立石さんをお願いしようということで、全員一致でこれをご了解いただきましたことを報告いたします。

総合政策課長

ただいま立石議員さんが委員長にとの推薦がございました。いかがでしょうか。

異議なし

総合政策課長

皆様からご賛同いただきましたので、立石委員さんに委員長をお願いしたいと存じます。

引き続きまして、副委員長の選出につきましては、大変恐縮でございますが、事務局から提案させていただきたいと存じます。

皆様のお手元に配付いたしております資料 2、自治基本条例策定委員会規則がございます。その第 4 条第 3 項をご覧いただきたいと思います。この後、会議の進め方のところでご説明いたしますが、副委員長につきましては、自治基本条例の 1 ページ目に、基本的な事項の検討を行う 5 つの検討部会の部会長に就任していただきますことを予定しております。その部会長には、学識経験者の 5 名の委員さんにそれぞれお願いし、部会の運営をお任せしたいと考えております。したがって、逆の考え方になりますが、5 人の大学の先生、学識委員さんに副委員長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

浅羽委員

すいません。それでいいかなとは思いますが、今回、メンバーの中には学識経験者の方、また市議会議員の方も、そのほかにも公募の委員さんが 2 5 名いらっしゃいます。副委員長 5 名ということで学識経験者の先生が 5 名いらっしゃるの、そ

れでいいかなとも思うんですが、それプラス公募の委員さんの中からもぜひ推薦したい方がほかにいらっしゃったら、ぜひ入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。自治基本条例とは市民と行政など色々な方々みんなで作るものだと思いますので、ぜひどなたか、ここに書かれた以外の方も入っていただければと思うんですが。いかがでしょうか。

総合政策課長

ただいま副委員長さんには大学の先生5人のほかに、公募の市民の中からも選んではどうかということでしたが、人数というのは何かございますか。

浅羽委員

人数は特にありません。

総合政策課長

立候補といいますか、そういう形ですか。

浅羽委員

そうですね、推薦される方がいらっしゃれば、あと委員さんが自分で立候補される方がいらっしゃればいいかと思います。

総合政策課長

いかがでしょうか。ただいまそのようなご意見がございましたが、ちなみに、副委員長さんという形で、公募委員さんで立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。また、ご推薦をされたい方などいらっしゃいますか。

淀委員

浅羽さん、いかがですか。

浅羽委員

私は、伊田昭三さんを推薦したいなと思っています。

総合政策課長

伊田昭三さんというご推薦がありましたか、いかがですか。

大崎委員

市民代表はここで初めて会ったんですよ。誰がどうだということが今すぐわからな

い。皆さんいい人ばかりですよ。だけど、誰が、伊田さんがいいって、僕は伊田さんってわからない。だから、その人がいいとは言えない。だから、ここはあなたのおっしゃるとおり、副委員長、委員長というのは、若干名ということですが、5名とは限定していないわけです。だから、6名つくろうと7名つくろうと若干名という規定には抵触しない。だから、可能だと思うんですけど、今ここで慌てて誰を副委員長ということは避けた方がいいんじゃないかと、こんなふうに思います。

堀委員

今の話とちょっと違うんですけども、私は男女共同参画計画検討委員会委員をやらせていただいております、男女共同参画の考え方からぜひ副委員長に女性を1名入れさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

総合政策課長

ただいま、ここで初めてお会いするので、この中で副委員長に市民公募の方を決めるのはなかなか難しいということで、もう少し時間を置いたらというご意見をいただきました。さらには、女性の副委員長さんを1人というお話がございましたが、いかがでしょうか。

庵地委員

私もさっきの意見に賛成なんですけど、今ここで初対面の人の中で慌てて決めるというのは無理があると思うので、5つの部会に分かれてから、その中で、この方がやったらいいのではないかとというふうに自然に意見が出てくると思いますので、その段階で今の5名の副委員長さんにプラスしていった方がいいのではないかと思います。

それで、例えば副委員長が2人になったとか1人しかいないとか、部会でばらつきが出てくると思いますので、選出するときはやっぱり5つの部会からもう一名ずつというふうに出された方がいいのではないかと思います。

総合政策課長

ただいま、もう少し様子を見ながら実施してはいかがかという意見でございます。

実は、この後にご説明申し上げますが、図表の中に組織図というのがございまして、資料の4でございます。全体会議を50人、策定委員会を50人とします。その中間に位置する調整部会というのがございます。ここには委員長、副委員長、副委員長は部会長でございますが、加えて各副部会長、市民の公募の中の皆さんの中から1人選出していただいて、そこには入っていただくつもりでございます。その辺も含めまして、もう少し様子を見て決めさせていただくということによろしいでしょうか。

異議なし

6 正・副委員長あいさつ

総合政策課長

皆様のご賛同をいただきましたので、副委員長は学識委員さんであります金井委員、平委員、佐藤委員、三宅委員、石井委員にお願いするということで進めてまいりたいと存じます。

それでは、正副委員長の皆様、大変恐れ入りますが、前の席にご移動をお願いいたします。

皆様からの貴重なご意見、大変ありがとうございました。

正副委員長さんがおそろいになりましたので、ここで正副委員長さんにお1人ずつごあいさつをいただきたいと存じます。

初めに、立石委員長さん、よろしく申し上げます。

立石委員長

改めまして、皆様こんにちは。ただいま委員長に就任をさせていただきました立石でございます。川口でも50名を超えるこの委員会、初めてのことでありますし、多くの公募の委員さんが選ばれて、こういった会議が開かれるわけでございます。皆さんからご推薦をいただきました、私、他副委員長の5名の皆さんと公平・公正な委員会運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

こうした全体の会議はもちろんのこと、それぞれの部会の活性化がこの委員会においては大変重要になってくるというふうに思っていますので、副委員長さんとともに部会の活性化についても一緒に検討させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

総合政策課長

続きまして、金井副委員長さん申し上げます。

金井副委員長

おはようございます。改めまして、東京大学の金井でございます。私、専門は法律ではなくて、条例とかよくわからないんですが、専門は政治学でありまして、実はこういう会は大変見るのが大好きでありまして、今も早速、会議の15分くらいで川口市の一つの政治のあり方が見えてきたなと思っております。大変、公募の委員さんの非常に活発なご意見をいただきまして、あるいは、男女共同に関するご関心ですとか、あるいは議員さんの中でも暫時休憩して、やれ何とかとかありまして、しかし全会一致で

ちゃんとするという意味で、これまた川口らしさかなと思いました。いろんな意味で自治のあり方がほんのわずかな間でも出てくるということでありまして、大変私も興味深く思っているということで、非常に皆さんの活動自体がまさに川口市そのものであるということで、大変参考にしながら一緒に関わっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

総合政策課長

続きまして、平副委員長さん、よろしく願いいたします。

平副委員長

聖学院大学の政治経済学部にも所属しておりますけれども、実は私、工学部出身でして、専門は都市政策なんですけど、授業ではまちづくりというのを教えています。聖学院に来て7年目ですけども、大学の地元で地域の活動しているかたわら、それからつい最近さいたま市で市民活動推進委員会というので、浦和に巨大な市民サポートセンターをつくらうということで、学識経験者ではなくてNPO関係者ということで関わっております。ですので、大学といたしますか、学校法人でつくりましたNPOで活動するということをやっていますので、その辺で皆さんと一緒に市民活動、それから協働、そういったことを一緒に考えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

総合政策課長

続きまして、佐藤副委員長さん、お願いいたします。

佐藤副委員長

おはようございます。今回条例づくりをお手伝いさせていただくことになりました高崎経済大学の地域政策学部の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私の方が第3検討部会ということで、行政経営の観点から自治基本条例を考えていくということになっています。行政経営って一体何だろうかということなんですけれども、これ言葉としては割と古くから、今から30年、40年前からあったと思うんですけども、恐らく自治体の行政の現場に浸透していったのはおよそ10年ぐらい前でありまして、実はまだまだ目新しい、市民の方にとっては一体何だろうかというようなテーマかというように思っております。行政を経営するという、行政と経営というのがどうもミスマッチのようなイメージを持たれて、経営というのはどちらかという民間企業の方でやって、これまで行政の成果は例えば民間企業のように数字であらわせないというようなことが言われてまいりましたけれども、ここ10年間急激に行政には経営という考え方が必要だということで、いろいろな形で国も政策評

価という法律を出して、自分たちのやっている仕事をできるだけ数値化し、そしてそれを国民あるいは市民の方々に情報提供する、情報公開する、そして、それをまた住民が見て行政に対して意見表明をするというような形で進められてきます。この川口市においても数年前から行政評価が導入されていますし、行政経営の考え方で恐らく昨年の総合計画も改訂されたというふうに思います。

行政評価あるいは行政経営、これをさらに市民の目線に立って考えてもらいたいというふうに思っております。行政の経営に市民がどういうふうに参加できるのか、していくとすればどういった方法があり得るのか、そういったことを考えながら、今後の自治基本条例のあり方を探ってまいりたいと思います。

皆さんと一緒に勉強しながらやってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策課長

続きまして、三宅副委員長さん、よろしくお願いいたします。

三宅副委員長

皆さん、おはようございます。埼玉大学の経済学部というところにおります。所属は経済学部なんですけども、担当は法律をやっています。憲法と行政法という科目を担当しているんですけども、こういった審議会とかあるいは条例の策定委員会とか私なかなか参加する機会ございませんで、普段は思想的な観点から市民の参加、憲法の観点から、あるいは行政法の観点から、市民の方が市政あるいは国政にどう参加するのかという、そういう話を検討しています。こういう会議ですと、憲法と行政法の法律家というのは、非常に嫌がられるわけで、あれができないとか、これができないとか、言いがちなんですけども、そうしたことは私は言うつもりはございませんで、こういうことができる、ああいうことができる、市民の方と積極的に市政に参加されるということを考えていきたいと思っております。皆さんたちも特に公募で来られた委員の方々は、また市政に大いに関心を持っておられる方だと思いますけれども、そうではない、なかなか市政に目が向かない、そういう方々もいらっしゃるのです、そういった方々も市政に参加できるような条例づくりをやっていければ、お手伝いできればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策課長

最後に、石井副委員長さん、お願いします。

石井副委員長

滋賀大学の石井良一と申しますけども、本職は今回の委員会の事務局を担当する野村総合研究所のコンサルタントでございます。滋賀大学では、月一回、役所の方々とかNPOの方々を集めて、公共事例に関するセミナーをやっております。昨年度は市民の目で役所の仕事を見直そうということで、滋賀県下で事業仕分け活動をやってまいりました。

私の担当する部会は第5部会ということで、ガバナンスということをテーマにしておりますが、自治基本条例をつくるに当たって、必要性はよくわかると思うんですけど、やはり必然性がないといけないと思うんで、必然性を一緒に考えていきたいと思いますが、特に役所、市長、議会、それから市民それぞれの関係を少し考えていきたいと思います。具体的には、監査とか、または市民投票とかそのあたりを見直していきたいと思います。また、それも抽象論で終わらないために、海外また国内の事例をもとに分析していきたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

7 諮問

総合政策課長

ありがとうございました。それでは、委員長、そして副委員長さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここで岡村市長から自治基本条例について諮問書を委員長にお渡しいただきます。

岡村市長、立石委員長、恐れ入りますが、演台の前にお進みいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

岡村市長

川口市自治基本条例策定委員会委員長 立石泰広様 川口市長 岡村幸四郎

川口市自治基本条例について（諮問）

川口市自治基本条例策定委員会条例第2条の規定に基づき、川口市自治基本条例について貴委員会に諮問いたします。

どうぞよろしく願います。

総合政策課長

ここで岡村市長におきましては、公務のため退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

岡村市長

では、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

8 議事

総合政策課長

ここからの議事につきましては、立石委員長に進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

立石委員長

それでは、ここから私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速であります。審議に入る前に本日の配付資料について事務局から確認をお願いします。

総合政策課長

本日、お配りしております資料は、はじめに本日の次第でございます。次に資料 1 といたしまして「川口市自治基本条例策定委員会条例」、資料 2 が、同じく「策定委員会規則」、資料 3 が、同じく「策定委員会委員名簿」、資料 4 が、同じく「策定委員会組織図」、資料 5 が、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」、資料 6 が、「検討部会の紹介及び参加希望調書」でございます。そして、最後に、本日の辻山先生の講演会のレジュメでございます。

何かありましたら、お申し出いただきたいと存じます。

立石委員長

皆さん、資料の方はよろしゅうございますか。

なし

(1) 会議の公開について

立石委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

初めに、次第の 8 (1) 会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

総合政策課長

それでは、資料 5 をご覧ください。本市では、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図ることを目的に、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」を定めており、第3条で審議会等の会議は特別な場合を除き、原則として公開するとしております。

また、第4条第1項では、「審議会等は、会議の公開等の決定を行う。」とされているところであります。

さらに第6条では、傍聴人の定数や傍聴に係る手続きを定めるとありますことから、会議の公開等について、ご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いいいたします。

立石委員長

それでは、事務局から説明がありました。時代は趨勢、さらにはこの委員会の性格から、この策定委員会と関係する会議すべてにつきましては公開とすることとし、傍聴希望者につきましては、会場の広さから人数を定めて傍聴を認め、規定の人数を上回る場合は抽選により決定することということによろしいでしょうか。

淀委員

極力広く傍聴をしてもらおうという原則から、やはり全員を、基本的には傍聴してもらおうというような決め方をするほうがいいのではないかと思いますけども。

総合政策課長

ただいまのご質問は、傍聴者全員を入場させてはいかがかということだと思います。可能であれば私ももそうしたいんですが、会場の関係もございませう。今日の会場は広うございませう。ですから、資料の関係もございませうので15人ということで、基本的には例えば16人であれば、そこは協議していただいて入れさせていただきます。

実は、この次の会場というのは職員会館という形を考えております。また、その場でどんな対応ができるのか、またそれは協議させていただこうと思っております。基本的には全員、例えば100人ということにもなりかねないということも、もしあるとするならば、なかなかそれも難しいのかなという形も考えますので、一応人数等は決めさせていただきたいというふうに考えているところでございませう。よろしくお願いいいたします。

大崎委員

非常に漠然とした話なんです。まず、どのくらいのところで何人の構成の部会になるのか、それは大体わかりました。だけど、どのくらいの部屋で、それで傍聴人がど

のくらい入れる場所を事務局として用意してあるのかということもわからないで、ただこれ法科の人がつくった条文ですよ、先着または抽選によりなんていうのは、これ典型的な文書です。こうじゃなくて、我々にわかるように、こういうことをイメージしているよと、市長はこういうことを言っているよ、だから事務局としては公開をするためにこのくらいの場所を用意したい、こういうプレゼンテーションがなくて、それはどうですか、何もわからないで真っ暗やみの中で意志決定しようというようなもので、ずっと今日はどうもその傾向が強い。もう少し事務局が出てきた人の立場になって、その人たちの目線で、そうやって市民の目線で考えてケアしてください。

浅羽委員

確におっしゃるとおりかなと思いますが、ただ会場もその都度その都度とれる会場ととれない会場とあると思いますので、なかなか人数をあらかじめはっきり何人ということは難しいかと思います。例えば、傍聴ですけれども、今回公募の市民25名に対して、その倍くらいの応募があったということで、非常に市民の関心が高いと思います。今後、この自治基本条例を50万人の市民に伝えていくとすると、やはり傍聴したいという方をできるだけ入れるような配慮をしてあげるのがいいかなと思います。

例えば、すごくたくさん入れてしまって椅子に座れなかったとしても、立っていてもいいという方もたくさんいらっしゃると思いますので、その都度できるだけたくさん入れる形で、なるべく全員受け入れられる態勢で対応していただければというふうに思います。

神尾委員

浅羽委員と同じような感じなんですけれども、今回漏れた方が20何名かいらっしゃる。そういう方はどうして自分が漏れたのかな、誰が選ばれてどんな話し合いをしているんだろうか、絶対聞きに来たいと思うんです。そうしたら、その方々は来て、また傍聴としての立場ですら参加できないですよと追い返してしまったらどうなるんでしょうか。絶対に失望してしまうと思うんですね。そうしたら、そこから無関心とか閉鎖的な体質がどんどんどんどん伝わられてしまったら、広く市民で、主体性で、というものから、やはり逆の方向にいつてしまうと思いますので、傍聴したいという方がいらっしゃれば、なるべくそこを調整し、席が何個しかありませんじゃなくて、席は何個しかありませんけれどもという形を姿勢としてとっていただければなと思います。よろしく願いいたします。

立石委員長

皆さんの意見を総合しますと、できるだけ多くの傍聴者が入れるように会場を事務

局として用意して欲しいということではないかと思えます。ただ、会場にも先ほど浅羽委員さんのご意見がありましたように、とれる場所、スペース等もありますので、ある程度の人数制限は必要かなというふうに私も思っております。しかし、これから部会が始まっていったら、部会員の方は10人、聞きにこられる方は結構いらっしゃるのかなというふうに思いますので、そういった意味でできるだけ多く傍聴者が入れるようなスペースを選んでいただこうと思えます。多分これから部会等の時間帯等も一般の方が傍聴できるように、夕方の時間帯とか、今後考えられているのではないかなと思っておりますので、私、委員長のほうからは、今日のところはこの会場で今事務局から提案があった15名ということをご了解いただければと思えます。それ以上いらっしゃる場合には、後ろに椅子もありますので、椅子に座っていただく。今後につきましては、できるだけ傍聴者が入っていただけるようなスペースを事務局のほうで確保していただくということを委員会として申し入れをするという形でご理解いただいでよろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それではそのようにいきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

なお、本日については、会場の関係で傍聴は15名ということをご了解をお願いいたします。

(2) 傍聴の許可について

立石委員長

今日は、傍聴希望者はありますか。

総合政策課長

本日は1名の方から傍聴希望をいただいております。

立石委員長

ただいま1名の方から傍聴希望がされているということですが、これを許可するというのでよろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、傍聴を許可いたします。

傍聴人は、傍聴席の方へご移動願います。

次に、会議の公開についてのうち、会議録の公開について事務局からの説明をお願いいたします。

総合政策課長

それでは、再び資料 5 をご覧ください。「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」第9条第1項では、会議録の写しの閲覧を定めておりますので、会議録を総合政策課、市政情報コーナー及び市のホームページで公開して参りたいと存じます。会議録につきましては、その内容を要約するものとし、記名にて、公開して参りたいと考えております。また、会議録を公開するにあたっては、開催日から概ね1ヶ月を目途に事務局で作成したものを委員の皆様全員に送付し、一週間程度でご確認いただき、最終的には、委員長及び会議録署名人のご判断のもと公開して参りたいと考えております。

したがいまして、2名の方に会議録署名人をお願いしたいのですが、第1回策定委員会では名簿の1番、團野委員と26番、青山委員をお願いし、第2回策定委員会では2番、佐々木委員と27番、浅羽委員をお願いし、その後は名簿順にと考えております。

また、部会の会議録につきましても同様に公開とさせていただきたいと考えておりますが、多くは、フリートーキング的に運営されるものと考えており、活発な意見交換がなされることなどが予想されますので、無記名のうえ、発言内容を箇条書きにした概要版とさせていただきたいと考えております。

立石委員長

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員

すいません、その前にですね、今、私は市民でいきなり出てきて、ずっと上から物が決められている感がすごく強いんですけど、異議なしとか、こんなふうにやっているのかって、市民の方々もやっていて、みんな知り合いかと思っているんですけど、僕は知り合い誰もいないんですけど、まず事務局の方ってまず何者かを説明してくれないと、ずっとあの人しゃべっているんですけど誰か知らないんですよ。それで、まずここに出たときに一番の違和感は、並んでいる皆さんは、市民の方はわかりますけど、議員さん、有識者、勝手に選んだんだなあとわかりました。そこで困っている方々、この方々、市民が参加したということは、まず事前に勉強しないです。子供た

ちのために何かしたい、未来のために何かしたい、川口市で育ったので何かしたいという動機づけのもとで来ているので、別に勉強してきた理解の上でこうだっていうのは、ないと思うんです。それなのに、今日の話聞くと、はっきり言って、何それって、皆さん、私からしたら化け物みたいな感じですよ。異議なしとか、拍手して、それって一般市民じゃないですもん、はっきり言って。というのがまずあって、まず事務局のずっと下向いてそこから話されているんですけど、私ずっとあの方にどうでしょうかと言われて、「えっ、どうでしょうか、えっ」って来たんですよ、今この1時間。そしたら、市長が退席しちゃって委員長が決まって。何だろう、まず、あなた方事務局運営自体、何者なのかまず説明していただいて、そしてどういう責任で、どういう立場で、そしてどういう権限を持ってやっているのか、非常に私には権限が強く思います。だって、その人がこうリードしてますから、こうリードしている人のやり方自体、そしてもちろん委員長さん、まとめていただいているのはわかるんですけど、ある意味私には本当にこの人のリード次第で何もかも決まってしまうというふうに感じられないですか、と思うんですね。まず、事務局がどうなのか、そしてその人に適性があるのかをちゃんとやってほしいと思います。そうしないと恐いです。本当に市民参加して、私、今日こんなしゃべり方でいいのかどうなのかわかんないんですけど、これがいいかって言ったら、子ども達にいいですとは、私には言えないです。知り合い、家族、友達、川口市に住んでいる親戚たちに、いいです、いい参加できた。多分その大学の先生も野村総合研究所に委託してどうこうって言ったと思うんですけど、それもちょっと引っかけります。何でそうなのか。私の聞き間違いかもしれないんですけど、何かコンサルティング会社が入ってやっているのかどうなのか、ちょっとすみません、わかんないんで。

私、何でしゃべるかという、私もある市でそういう仕事をしていて、補助金事業とかやっていて、保健所やら行政がいろんな運営しているところに時折参加することもあります。正直、運営事務局の腕次第なんですよ。私たちが一生懸命参加してこうじゃないかと言っても、運営事務局がこうですからというふうにして決めて、結局、いろんなお金の使い方とかいろんな運営の仕方って、本当に現場で働く現場の僕達の意見全然反映されないまま、公務員の中で決めていただくという事務局のように感じるんですね。もし事務局の方がまず公務員なのか、川口市の何か推選受けた方なのか、まずそこをすみませんが、お聞きします。

立石委員長

鈴木委員さんから、異議なしとか拍手していて、ほかの方が一般市民ではないんじゃないかという意見がありましたけども、拍手されている方は一般市民の方でありますので、そのことは会議に出て異議がないときには「異議なし」と言うという、こういう会議のルールがあるんですね。そういった意味で、ほかの方を特に一般市民じゃ

ないというふうに決めつけるということは、非常に……。

鈴木委員

「異議なし」と言うということを知っていること自体、私にはとても違和感があるという意味です。そういうルールだったら、事前に教えてほしいですし、参加する前に心構えとしてこういうふうに決めますよ、机の配置はこうなっている、はっきりこういうふうに会議の設定というのはポジションどりによって進め方とか多分そういうのって結構あると思うんですね。だって、前に座っているじゃないですか。

立石委員長

とりあえず今質問が出ましたので、今日こういった形で事務局が座っているかということをもっと説明させていただきます。

企画財政部長

ごあいさつが遅れましたが、私、川口市の企画財政部長の村川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、市長のほうからお話がありましたとおり、自治基本条例策定委員会ということで、この委員会は条例で設置されておりまして、その事務局を企画財政部というところで担当させていただくことになりました。

申し遅れて大変申し訳なかったのですが、企画財政部の、こちらは職員でございます。それから、そちらのほうにおりますのは企画財政部、それから政策審議室という市役所の全体の政策を担当している部署の職員が5名、それから先ほど野村総研と申し上げましたが、これも議会のほうで承認をいただきました市の予算でこの委員会の運営の支援をしていただくというコンサルタントのほうにも入っていただいていると、そういう形でまず会議を開催させていただいているということをもっと事前にご説明申し上げなかったと、それは大変申し訳なかったと思います。

それから、会議の運営の方法なんですけど、これまでいろんな市で関わられてきたと思うんですけども、今までは行政が素案をお示しして、こういう形でお願いしますという市民の方にそれを議論していただくというような、先ほど行政主導の形というようなことをおっしゃられたと思うんですけど、今回は我々も実は事務局という形で前に座っておりますが、支援をさせていただく立場でして、職員という形で何か素案をお出しして、それに対して質問をお受けして議事を運営していくという方法ではございません。最初に実は名前を申し上げなかったかもしれないんですが、いち支援者として今までずっとやってきたやり方と大きくこの審議会の運営が違うものですから、そういう形で審議の会を運営していきたいということで、とにかく今回は一から、ゼロから案を練り上げていただきたいということで、こういう形をとらせてい

ただいたということでございますので、何かまた疑問の点があればどんどん、我々もちょっと初めてこういう形で審議会とか委員会を運営していくものですから、不慣れな点もありますので、いろいろありましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

立石委員長

よろしいですか。今、鈴木委員さんからある意味貴重な意見が出たかなと思います。この会議に臨むに当たり、先ほど市長のあいさつにもありましたけれども、事務局からももう少しどういう形で、どういったスタンスでこの会議を進めていくかということが説明があったらなというふうに思います。

今、事務局からお話がありましたとおり、部会でそれぞれ研さんを積んでいただき、川口市の自治基本条例として何が必要か、何をつくるべきかと、こういったことを一から皆さんでつくっていただくという会議であるということがご理解いただけたのではないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

浅羽委員

すみません、議事録のことについてお願いなんですけど、幾つかの会議やほかの市町村の会議や国の会議など参加させていただいてまして、議事録もいろいろなパターンがあるなというふうに感じてます。例えば、全体の会議が1ページ、2ページぐらいで本当に概要をざあっと書いたような議事録ですとか、例えば国の議事録ですと本当に細かい一言一言まで書かれている議事録などが結構公開されてまして、できれば今回の自治基本条例の議事録作成も、皆さんの言葉のニュアンスやいろいろな言葉に含めた思いなどそれぞれあると思いますので、できるだけそれぞれの委員さんの発言されたニュアンスを尊重する形で、なるべく大きくまとめて概要で1ページ、2ページで議事録ですという形ではなく、できるだけ一言一言を尊重する形の発言の内容にそった形でお願いしたいと思います。

立石委員長

ただ今、議事録につきまして、浅羽委員さんのほうからできるだけ詳しくということであります。

先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、皆さんのお手元に議事録をつくった段階でお渡しをして、1週間程度で皆さん自身でその議事録をチェックしていただくという作業がありますので、自分の発言がこういった趣旨ではないというふうに思われることがあれば、事務局のほうに訂正方をお願いしていただきたい。しかし、これは発言された方と聞かれた側の感覚の違うところがありますので、これは発言された方の意見を尊重させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願

したいと思います。これは発言した方の意図が聞く側によっては意図が違って伝わる
ときもありますので、発言された方がどういう意図で発言されたかということをもし
違っていれば確認いただきたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

ほかに、ございますか。

なし

立石委員長

それでは、会議録の取り扱いにつきましては、発言者のお名前をつけて要約したも
のとしたしたいと思います。しかし、できるだけ詳しくということでもあります。そし
て、会議録署名人につきましては、第1回目を1番、團野委員さん、さらには26番、
青山委員さん、2回目を2番、佐々木委員さんと27番、浅羽委員さん、その後は名
簿の順にお願いしたいと存じます。また、部会の会議録につきましては、同様に公開
することといたします。しかし、無記名の上、発言内容を箇条書きにした概要版にし
たいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、皆様からご賛同をいただきましたので、そのようにさせていただきます。
部会による会議録署名人につきましては、部会で決めればいいのかを事務局に確認
します。

総合政策課長

部会のほうで決めていただきたいと思います。

立石委員長

それでは、部会の会議録につきましては、部会で会議録署名委員を決めていただく
ということですので、よろしく願いいたします。

(3) 会議の進め方及び今後のスケジュールについて

立石委員長

次に、会議の進め方及び今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いい
たします。

総合政策課長

はじめに、策定委員会の進め方について、ご説明申し上げます。

資料の4「川口市自治基本条例策定委員会組織図」をご覧ください。まず、一番上にございますように、この委員会の本体となります委員50人による全体会議を「策定委員会」と称し、この委員会が決定機関となります。本日の会議がこれにあたります。

次に、運営調整部会ではありますが、これは、この策定委員会では、委員会の下に、検討部会を5つ設けますことから、検討部会間の意見等の調整、進捗状況の確認、そして、条例案の調整及び作成などを行っていただくことを目的に、策定委員会と検討部会との間に位置するようなイメージで設置するものであります。

次に、ただ今、申し上げました5つの検討部会についてであります。策定委員会の実際の審議は、委員会の人数が50人に及ぶことも勘案いたしまして、この5つの検討部会が中心となって進めていただこうと考えております。各部会は、50人の委員さんが10人ずつに分かれて、条例に規定すべき基本的な事項の検討を委員の皆さんに行っていただくため、5つの検討部会を設置いたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

この検討部会における審議にあたっては、様々な方法が考えられるところではありますが、委員の皆様には、条例に規定すべき項目全般にわたってご議論いただくことといたし、したがって、部会は、特定の分野、すなわちジャンル毎に分けるではなく、組織図のとおり、第1検討部会から第5検討部会の5つの検討部会が、それぞれ部会長のテーマ、運営方針のもとで、最終的には、同じ目標に向かって検討を進めていただくように考えております。

なお、この5つの検討部会には、規則上、部会員の互選による副部会長を置くこととなりますので、1回目の各部会で部会長のもと、副部会長をそれぞれ選出していただきたいと存じます。また、各検討部会における委員構成は、全体の委員構成を踏まえて、部会長に大学の先生が1名、部会員には、市議会議員さんが2名、市内各種団体からの推薦者が2名、そして、公募の市民の方々から5名、合計10人の構成で、それぞれ5つの検討部会を考えているところであります。

さらに、前後して恐縮でございますが、運営調整部会の委員構成につきましては、策定委員会の委員長に部会長をお願いし、部会員には、各検討部会の正・副部会長と各部会員の中から1名を選出していただき、合計16名の委員構成を考えているところであります。なお、この委員の選出につきましては、実際に、5つの検討部会が動き出してから、改めて選出をお願いする予定であります。

続きまして、今後のスケジュールについて、ご説明申し上げます。第2回策定委員会を7月31日 火曜日 午後6時30分から、市役所本庁舎のそばにございます職員会館にて開催いたします。こちらの場所につきましては、第2回策定委員会の開催通知に地図を同封させていただきますが、今後の委員会及び部会等の会議は、職員会

館を主会場として開催を考えておりますので、よろしくお願いいいたします。第2回策定委員会では、本日、お越しの学識経験者の金井先生にご講演をいただきます。講演の終了後に、各検討部会に分かれていただき、今後の進め方等々をご協議いただきたいと思います。なお、その際には、部会の開催日を次回のみならず、次々回、できましたら、その先ぐらまでの部会の開催日程を決めていただければ幸いに存じます。また、部会の開催については、概ね、今年度は、月2回程度の割合になろうかと存じます。

また、全体会議となります策定委員会及び運営調整部会につきましては、検討部会での審議の進み具合に応じて、適宜、開催することになろうかと存じますので、予め、ご了承をいただきたいと思います。

なお、この策定委員会は、本年度から2年間をかけて検討していくこととしており、大まかな予定としては、本年度は、条例項目の素案の検討、来年度、平成20年度は、具体的な条例案の検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

立石委員長

ただいま説明がありましたが、何かご質問ありましたらお願いします。はい。

堀和委員

すみません。聞き取れなかったところをもう一回訊いてもよろしいでしょうか。

16名で構成すると言われたのは、どこになるのでしょうか。

総合政策課長

組織図の真ん中の運営調整部会です。

堀和委員

これが16名になるんですか。

総合政策課長

そのようにイメージしております。

堀和委員

人数構成は、何人ですか。

総合政策課長

全体会議である策定委員会の委員長がその部会長になります。各部会の正副部会

長で10人、さらにその部会の公募委員の方の中から1人ずつで、5名、合計15名プラス部会長で16名と、このような構成を考えております。

堀和委員

すみません、わかりました。ありがとうございます。

碓委員

冒頭で副委員長の人員については保留するようになったと思うんですけども、もしかしたら、私は各部会について2名ぐらいの部会長もあり得るなということで理解していたんですけども、16名ということで、これ決めてしまうんですか。

立石委員長

今の質問は、運営調整部会が全体の委員長が1人、それから正副部会長で10名、部会の中から1名の5名ということで16名になったという発表があったんですね。ということは、部会長さんにはこちらの先生方が5つの部会長になっていただいて、副委員長さんが1名ずつ入るということに対して副委員長は1名ということで決めるのかどうかの質問かなと思いますがよろしいでしょうか。

碓委員

先ほどのお話の中で副委員長さんが必ずしも1名に限らないということがあれば、この16名という運営調整部会の定員を決めるということで、これ決めてしまうのは時期尚早かなと思うのですが、運営調整部会、決めてしまうのですか。

総合政策課長

今、16名という形を決めるんじゃなくて、簡単に言いますと20名でもいいんじゃないかということのご意見だと思います。

実際の会議となりますと、10名から15名ぐらいなら2時間の会議の中では忌憚のない意見が述べられるかなということで、やはりその16名という形をとったわけでございます。もし必要であれば、皆さんがよろしければ、その21名という形も可能でございますので、よろしくご検討のほうお願いいたします。

立石委員長

それも部会で決めるということですね。

ほかには、ございますか。

大崎委員

ちょっと細かいことで恐縮ですが、今日の第1回の開催案内は午前10時から正午までと書いてあります。ところが、次第の文書には午前10時しか書いてありません。開催スケジュールを見ていただくと、第2回、6時半しか書いてない。何時に終わるのか。それぞれに自分の生活があるんです。それで、国会でも定例国会とかいって延長するのは大変なことです。ただ、だらだらやるということではなくて、それぞれの生活者がこういうところに来て会議をやらなきゃならない。いつからいつまでの時間にあなたの時間をさいて来て下さい、こういうことを明確に最初からわかるように、事務局は心配りをしていただきたい。終わりがわからない会議などは要らない。そういうふうに思います。

立石委員長

今、ご意見がありました。そういった点についてもある程度皆さんからご意見いただいてもいいのかなというふうに思います。例えば、2時間を限度にするとか、そういった方向があれば、事務局のほうでも次から2時間ないし延長しても例えばこのぐらいにしようとかいうことであるのか、延長等についてはそれぞれの部会で皆さんのご了解を得てやっていただきたいと思いますが、概ねどれくらいと考えていますか。

総合政策課長

基本的には、2時間程度というふうに会議は考えておるところです。よろしくお願いいたします。

伊田(昭)委員

スケジュールの件なんですけど、これから1年半ぐらいということなんですけど、決めることも大事ですけど、プロセスですね、非常に大事になります。そういう意味では1年半にこだわらずに、場合によってはもっと時間をかけてやることも必要じゃないかなと思うんです。それについてはどうお考えですか。

総合政策課長

一応目標年次は、平成20年度、平成21年3月という目標年次を置いております。できましたら事務局サイドとしては、そこまでお願いしたいということを考えておりますが、皆さんのご意見で、もし延ばすということになるならば、その対応はまたせざるを得ないのかなというふうに思っておるところです。基本的には、目標年次というのが一応21年3月までに議会のほうに上程したいというふうに考えております。以上でございます。

立石委員長

基本的には、目標年次を決めて、そこに向かって進んでいく。しかし、議論が足りなければ時間を延長することも可能であるということですね。

浅羽委員

今のお話とは、振り返るようで恐縮なんですけど、議事録の公開のところの確認なんですけど、議事録を公開するのは概要を公開すると、無記名の部分で議事録を公開すると。

立石委員長

それは部会のことですか。

浅羽委員

いえ、全体会の議事録です。

総合政策課長

全体会議である策定委員会はお名前を入れ、要約としておりますが、それは正確な会議録といいますと「えー」とか「あの」とか、すべてそういう言葉まで入れなくてはいけませんので、そういうことを要約させていただいて、つくらせていただくというのが策定委員会の会議録でございます。また、部会につきましては、先ほど申し上げましたようにフリートーカー的な、大いに忌憚のない意見を述べていただくことが重要でありますので、活発な意見を述べていただく、これについては無記名という形で大変申し訳ないんですけど、話が脱線することもいっぱいあるというふうに想定しているんです。そこで、部会については概要版として箇条書きにさせていただいたものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

立石委員長

ほかに何かございますか。

なし

立石委員長

それでは、委員会の進め方及びスケジュールについては、ただいまのご協議のとおりとしてよろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、そのように進めさせていただきたいと存じます。

(4) 部会への参加について

立石委員長

次に、部会への参加につきまして、事務局から説明をお願いします。

総合政策課長

次に「部会への参加」につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料6「川口市自治基本条例策定委員会 部会の紹介」をご覧くださいと存じます。先ほどもご説明申し上げましたが、この策定委員会には、検討部会を5つ設置しております。部会における審議に当たっては、最終的な目標は、どこも同じであります。部会ごとに部会長であります先生方それぞれにご専門がありますことから、アプローチの方法、さらには、運営方法は、部会長にお任せいたし、それぞれのテーマに沿って検討を行っていただきたいと思いますと考えております。

部会のテーマ、アプローチの方法等については、先生方と調整し、その概要につきまして、ご覧いただいております資料に記載いたしましたところであります。ちなみに、第1検討部会は、金井先生がご担当で、テーマは、「本市の歴史的経緯から考える自治基本条例」でございます。第2検討部会は、平先生がご担当で、テーマは、「市民との協働の観点から考える自治基本条例」でございます。第3検討部会は、佐藤先生がご担当で、テーマは、「行政経営の観点から考える自治基本条例」でございます。第4検討部会は、三宅先生がご担当で、テーマは、「市民と条例の関わりから考える自治基本条例」でございます。第5検討部会は、石井先生がご担当で、テーマは、「本市の統治 ガバナンスから考える自治基本条例」でございます。

このように様々な角度から検討をお願いいたしますので、皆様にご参加いただく検討部会につきましては、ご希望をお伺いした後に、事務局で調整し、決定させていただきたいと考えております。つきましては、お手元の参加希望調書に、第1希望から第3希望まで、あるいは、恐縮でございますが、事務局にお任せいただける方は、「事務局に任せる」にご記入いただき、7月23日、来週の月曜日までに、事務局へ提出していただきたいと思います。提出の方法は、FAX、メール、郵送、ご持参等、何でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の構成の関係から、場合によっては、ご希望の部会に所属できない場合もあろうかと存じます。その場合には、事務局で調整させていただくことを、あらか

じめ、ご了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

立石委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

河合委員

先ほどの鈴木委員の話に関係するんですけど、今回のこの自治基本条例というのを一から積み上げていくということになるんですけども、資料4の会議の組織図です。5つの部会が設けられていて、仮称になっているわけですね。この時点では、部会が一つ一つまだ決まってないという状態であるにも関わらず、既にもう5つの部会が用意されていて、この時点で一からスタートしているというわけではないように解釈できると思うんですけども。我々の側からすると、部会を一つ一つつくれというのは非常に大変なことで、そういったことを事務局の方からは支援という形で決定してもらうというのはありがたいことなんですけども、こういった基準でそれぞれの部会のテーマを設定して、こういったことをやって、具体的にそれがどういうふうの一つの基本条例に結実するかというのが明確にわからないので、そのあたりを説明していただきたいと思います。

企画財政部長

部会の運営の考え方ということでご意見いただいたんですが、実は我々も自治基本条例というものがこういった形で、白紙からスタートしますのでいろいろ悩みまして、この50人の規模で毎回議論をしていただく方法も考えましたが、まずこれは50人の規模、これだけの方に毎回2時間前後で議論していただくのは難しいだろうということで、各自治基本条例の先輩の都市にいろいろ視察に行って、いわゆる失敗、成功の話のいろいろ聞いてまいりました。50人でやったら絶対失敗するよというアドバイスをいただきまして、それは選択肢として省きまして、やはり小さい単位で議論していくことがいいですよというのは、どうも先輩の自治体の成功例でしたので、幾つかに分けよう。50人をじゃあ幾つに分けようかなといったときに、先ほど議論がありましたように何人ぐらいが一番議論の単位としていいのかなというときに、少な過ぎると今度は単位が広がってしまいますので、10人から15人、50人を10と15という数で割ってみますと10が割り切れると。じゃあ10掛ける5かなということが出てまいりました。

それで次に、その5つがそれぞれのテーマに沿って議論したらどうかという議論をしたんですが、やはり皆さんそれぞれの委員会に属していただければ、部会に属していただいても、やはりそれぞれ思いというものがあると思いますので、基本的に先ほ

ど部会の先生方からお話があったと思いますが、一つのテーマはあるんですが、そのテーマというものは自治基本条例全般に対しての一つの切り口というふうに理解していただきたいと存じます。つまり例えばいろんな関心があることも一つの切り口として、そのテーマを部会の中で議論していただくということでございますので、例えば具体的には第1部会の金井先生のご担当は、歴史という観点から見た自治基本条例でございますので、川口の歴史という側面からアプローチしていった自治基本条例をつくらうということでありまして、その切り口が歴史ということでありまして。ですから、歴史ということの切り口ですが、それについて協働の部分を議論していただいても構いませんし、住民投票条例も関心があればその議論をしていただいても構いません。切り口を一つお示ししたということでございますので、議論の幅を当初我々が考えたように、この部会は福祉だけ、この部会は環境だけといった縦割りではなくて、すべてオールラウンドの中ですが、一つの何か共通した切り口がないと、今度10人の方の議論がまとまらなくなるんじゃないかと、これも先輩の自治体のいろんな事例の中、それから学識経験者の先生方からも幾つか自治基本条例に関わっておられた経験から、そういう形の方が成功可能、そういうテーマなしに切り口なしで臨んでしまっている自治体は、結局最後なかなか議論がまとまらなかったというアドバイスをいただきましたので、これは我々もいろいろ勉強した結果、成功する一つの知恵として、こういう形をさせていただいたと、こういう経緯がございますので、この点を踏まえてご議論いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

立石委員長

ほかにありませんか。

吉澤委員

吉澤でございます。今回、多くの方、公募の方が集まれたということもあると思いますが、やはり自治基本条例はより多くの方に関心を持っていただきたいということになりますと、市民の方々、私ども以外の市民の方々の反応であるとかご意見をどのような形で確認するのか、そして、多くの方々がどうやって関心を持って、せっかくつくった自治基本条例をどのように皆さん方にお知らせ、関心を持っていただくようなシステムみたいなものを今、事務局等は考えられているのか、それとも、これからフレキシブルに対応していく考え方があるのかどうなのかをお知らせ願いたいと思います。

総合政策課長

ただいまの質問でございますが、さまざまな手法があるかと思えます。例えば、P I、いわゆるパブリック・インボルブメント、あるいは従来から川口ではまちかど懇

談会という形もやっております。それから、オーソドックスな方法ですが、パブリックコメント等々、これもある程度素案といえますか、素々案ぐらいできませんと対応もできないかなというふうに思っています。そのあたりは柔軟に対応させていただきたいと、このように考えておりますのでよろしくをお願いします。

立石委員長

それでは、部会への参加につきましては、ただいま事務局から説明のありましたとおりでよろしいですか。

異議なし

立石委員長

皆様からご賛同いただきましたので、そのようにさせていただきます。
本日の議事は以上であります。ここで何かありましたらお願いします。

鈴木委員

先ほどの総合研究所の方というのは、私たちの税金から委託を受けてやっているわけですよね。つまりこういうふうに朝から始まってこういうふうにするんだっていうのを、絵を描いている方になるんですか。

総合政策課長

ただいまの質問でございますが、野村総合研究所には後方支援、要は支援業務をお願いしているわけでございます。例えば、会議録の原文をつくって、校正はこっちの方でやりますが、そういう後ろからの支援をお願いしている、例えば、参考資料を作成してもらう等、そのような形を考えているところでございます。したがって、事務局の方で指示して、それに対応してもらうということです。

鈴木委員

私には、今の発言ではわからないんです、はっきり言って説明が。先ほどよくわからないんですけど、5部会をつくるとか、こういう絵をかいた、私が何が言いたいかというと、このプロセスはどういうふうに決まったかということを知りたいんですね。つまり皆さん市民で参加してやろうという、とてもいいことを発表していただいて参加しようと思った、でも、期限が、これがあるわけですね。私はしょうがないと思うんですよ。これだけの大人数でやるのであれば、ただ、これがどういうふうなプロセスで、先ほどほかのところについて勉強されてきてこうでしたと、今の話を聞いたら、ああ、なるほどなと思います。そのなるほどなと思うその枠組みをどういうふうにつ

くって、こういうパブリック何とか、これもまた専門用語使って私はわからないんですよね。むろん、わからない方が市民だと思うんですよ。それをまず資料をつける、コンサルティングを頼んでいるなら、そういった資料をきちんとつける、こういうプロセスで市はこういうふうに行っていると、たぶんネットかなんかで公開されて皆さん勉強されているかもしれないですけど、一般市民がそんなに勉強しているわけじゃないですけど、今参加している自分自身は責任もってこういうことを勉強しようと思っていますので、こういう委員がこういうふうに行われます、そして、委員長はこういう役割をします、皆さんはこういう役割をしますというのをちゃんと枠組みを教えてください。そうすれば私たちは、なるほどこういうふうに行って、こういうふうに参加して、こういうふうに行くと、そして、最終的に条例というのは、こうやってできるんですよというある程度の流れとかそういうを見せていただかないと、じゃあ私たちはどういう参加の仕方、今ここに座っていてどうやって参加していいかわからないというのがあるんですね。ですので、そういうコンサルティングの方でこういうふうに行っているのがあるんだとしたら、なんとなく枠組みはこうやってつくるんだなというのが1時間ちょっとたてばわかりましたので、じゃあどういうプロセスで決めてというのを資料でいいんでね、時間ないですから、そうしたものを事前に配付していただければ、事務的なものでいけばこうだなと、先ほど仮称って書いてあるけど、何か結局決まっちゃっているなというのが、もうこれだけ、今この場でこうやって話しているのも結構勇気いるんですよ。だから、事前にこうしてこうして下さいというのがわかるようにちょっと示してほしいということです。

企画財政部長

まず、この資料全部は職員がつくっております。職員が勉強してやっております。コンサルタントに頼っているわけではございません。まずそこをご了解いただきたいと存じます。

それから、今回は先ほど申しましたように一から、ゼロからの出発ですので、今これからのプロセスはですね、そのたびにいろんなご意見をいただいて、次の会議にじゃあこういうスケジュールで、例えばまちかど懇談会がいいのか、インターネットで情報発信がいいのか、街角でピラを配ったらいいのかというようなことも、すべてプロセスは市民の方に決めていただくということで我々臨んでおりますので、実はコンサルタントの持っているスケジュールでもって淡々と流れているものではございません。コンサルタントは何を手伝ってくれるかといいますと、5部会に分かれて多分皆様方がいろんな資料、こういう資料がないと判断できない、こういう資料がないとわからない、例えば、川口市の歴史であれば、歴史集が要る、年表が要る、こういうものを調べてもらうと。職員は実はここにいるメンバーしかおりませんので、このメンバーが残業してもとても追いつかないので、そういう部分を後方支援でやってもらい

ます。それ以外は、基本的に他の都市の先進例を見てまいりましたが、それぞれの都市のやっぱりやり方がありますので、こういうやり方がありますよというような形で、例はこれはあくまでも仮称になっているのは例でございますので、例はお示しして、我々なりに勉強したものはお示ししますが、それをまさにこういうふうにしたらいい、川口方式にですね、直していただければと思いますので、今後のスケジュール、それから進め方も含めて、皆様方にゆだねるとというのが基本でございますので、それを我々が受けとめて、それを必要な資料作成はコンサルタントにお願いする、こういう形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

小島委員

市民として今回参加させていただいているんですけども、鈴木さんも皆さんも市民の人たちも、行政のベテランではないわけです。そのギャップが非常にあり過ぎて、今回の市民参加をどういう目的で、市民たちの意見を行政にどう反映して、また50万以上、これ以上もっと増えてくると思うんですけど、川口市をどういう方向に持っていくためにこの目的があるんだというのを大前提をおっしゃっていただいて、それから皆さんたちの役割はこういうわけですよと、もうちょっと全体と具体的なものを説明をしていただければ、迷わずに議事進行できるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

庵地委員

先ほど若い方のほうからもありましたけれども、これがどういうふうな形で設立していくかということを示してもらわないと、誇りを持たないというようなことをおっしゃったんだけど、その結実させていくのが私たちなんだと思うんですよ。そのために選ばれた市民でありメンバーだと思うんですよ。だから、初めてのことに對して不安というのは誰しもすごくありますし、緊張もありますけれども、それをこれから作り上げていくのが私たちですから、これから1年半あるいは2年の間に意見を言う場はいっぱいありますよね。ですから、今日はこの後先生のお話を聞くというのが目的であるわけですし、ここでこういったことに時間を割くのは、私は余りいい方法ではないと思います。それぞれ部会に分かれた段階で、それからこういった方法がどうしてもう決められているんだというふうなことも、その部会の中で、じゃあこれをもう一度25人の枠に決め直そうとか、そういったことが試行錯誤されていってもいいんじゃないでしょうか。だから、今この段階でこの資料に対して余り意見を言っているというのは的確でないと思いますので、次の勉強会の方に移っていただきたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

立石委員長

時間もかなり、多分当初事務局が予定していた時間より大幅に過ぎているんじゃないかなと思います。講演の先生も時間をとって来ていただいているというように思っておりますので、皆さんの意見は意見として事務局も初めてのことでございますし、私自身も議会の委員長や議長を務めさせていただいてますが、こういった会自体がありません。しかし、いろんな貴重な意見は出たなというふうに思っております。ぜひ事務局とこういった意見交換をしながら、よりよい自治基本条例に向かって皆さんで力を合わせていくという形で、今日のところはこれで議事を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは講演時間のこともありますが、先生も時間をとってきていただいておりますので、お昼の時間帯にかかりますが、このまま講演会に入らせていただきたいと思っております。

(5) 休憩の宣告 (午前 1 1 時 4 5 分)

立石委員長

準備の都合上、暫時休憩いたします。

(休 憩)

(6) 再開の宣告 (午前 1 1 時 5 1 分)

立石委員長

再開いたします。

9 講演会

立石委員長

それでは、これより、財団法人地方自治総合研究所の辻山幸宣所長によります講演となります。

辻山先生の略歴を紹介いたします。

先生は現在、地方自治総合研究所で御活躍なされており、また中央大学大学院公共

政策研究科客員教授、早稲田大学法学部兼任講師、早稲田大学大学院法学研究科兼任講師なども務められております。さらに、「自治基本条例は、なぜ必要か」など、多数の著書も出されており、まさに自治基本条例に関する第一人者であります。

それでは、辻山先生、よろしく申し上げます。

辻山幸宣講師

<はじめに>

ご紹介いただきました辻山です。

第1回目から活発なご議論がなされたと聞いておりますが、先が大変楽しみだとも言えそうですし、心配ともいえるかもしれません。いずれにしても、皆さんが会議の進め方をこれから、作っていくというわけでございますので、これからに期待をしたいと考えています。私は、今日、自治基本条例というのは一体何を指して、何を書き込んでいくのかということについて、あちこちで書かれていることや私自身がこれまで考えてきたこととお話するようにいたします。

最初に、制定状況についてですが、これまでに自治基本条例はいくつできてますよとか、そういうことをご報告した方がよいのですが、実はカウントする方法がはっきりしていません。これが自治基本条例だという、まさに定義の問題が固まってないからでございます。ちなみに、名称だけ見ても、「まちづくり基本条例」というのが実は1番多いだろうと考えています。そのほか例えば埼玉県志木市では、「市政運営基本条例」というのをつくっていたり、あるいは近年では「議会基本条例」という議会についての基本条例もつくられています。そういう名称もあって、自治基本条例と言っているのは全体の半分弱ぐらいという感じでしょうか。それで、トータルしますと大体100近くの基本条例が制定されているということです。

名称について付言しますと、私がこれに関わった最初のころには、自治基本条例に「市市民自治基本条例」という名称を提案をしていたのです。大先輩の学者の先生から批判を受けまして、市民自治基本条例というのはあり得ないのじゃないか、自治体権力をどのように制御するかが「自治体の憲法」の役割だから、言うのであれば自治体基本条例がいい、市民の自治は勝手にやってくれということでもございました。そういうご批判もありましたが、一方で「自治体の憲法」なのだから、権力の制御という国政レベルと同じ定義でなくてもいいじゃないか、市民の自治や協働も盛り込んでいきたいと考え、それから自治基本条例という言葉を使ってまいりました。けれども、最近ふと気がついたのは、そういえば「わがまちの憲法」というふうに考えるのなら、例えば日本国憲法と言っているように「川口市基本条例」でもいいのかなということです。この式次第には川口市自治基本条例というふうにあらかじめなっているようでございますけれども、まず議論の途中のどこかで名称を固めるということが課題になりそうでもあります。そのときにやはり、軸足の置き方みたいなことが当然問わ

れることとなります。「まちづくりを中心に考えていこう」、「こんなまちにしようよ」という、まちづくりの基本理念のようなものを掲げていくというやり方にするのか、それとも自治体川口市の運営といたしましうか、大げさに言うと「統治」、どうやってこのまちを自分たち市民と市民が信託した市政府の力で治めていくかという統治のシステムを中心にしていくのかを議論することとなります。議会には何をしてもらわなければならないか、市長部局には何をしてもらわなければならないかというふうに、全体を固めていく。このどちらに軸足を置いた基本条例にするかで名称が変わってくる可能性があります。

<自治基本条例と市民憲章とのちがい>

それから、ちょっと触れておきますと、かつて「市民憲章」というのがございまして、「私たち 市民はお年寄りを大切にし、互いに仲よくやっていきましょう」というようなことが10ヶ条ぐらい並べられたものが、結構多かったように思います。この「市民憲章」とかあるいは「健康都市宣言」などの「宣言」とかいうものと自治基本条例は、やはりちょっと違うなという気がしています。それは何かというと、決めたことがきっちりと守られる、すなわち決めたことについての実効性の確保というようなことが必要になってくることを考えています。それは例えば、「市民には市政に関する情報を知る権利があります」と書いたら、きっちりとその権利を保障するような具体的な仕組みをつくらなければならない。それは現在でいいますと、情報公開条例というようなものが多分おありでしょうが、この情報公開条例は本当に市民の知る権利を保障しているだろうかという視点から見直していくことが必要になる。そういう意味でございまして。

大変重いのは、「市民には市政に参加する権利があります」というふうに一般規定をつくってしまいますと、当然のことですが、具体的にどのようなケースにどのような方法で参加の機会が与えられるかということが、具体的に決められていかなければなりません。多くの市でも市民参加条例というのをつくるのが、はやっているようでもございますけれども、中には「あのときに参加の機会が与えられなかったじゃないか」というふうにクレームをつけたくなるような事例が発生いたします。そのときにその声を引き受けて、果たして自分のまちの市民参加条例は十分な参加の機会を与えているかということが見直されていかなければならない。その基本になるのが、自治基本条例の中にどう書くかということになっているわけでありまして。

そういう意味では、自治基本条例というのは決して市民宣言でもなく、またいわゆる政策の一覧表というわけでもありません。市政を運営し、市民が自らの地域社会を自治していく、その仕組みのありようを検討するということになろうと思っています。

< 1 . 自治基本条例への関心の高まり >

そこで、自治基本条例への関心が高まってきたということ述べようと思います。

< 量的な整備から質的な充実へ >

簡単に言いますと、戦後行政というのは物をつくるということに非常に力を注いでいたんですね。道路の舗装といえば、舗装道路を延長することが行政目的でした。河川の行政といえば、とにかく両脇をコンクリートで固めて川を管理する。それをどんどんどんどん量的にふやしていくということをやりました。保育園が必要である、子供が生まれる、保育園をつくる、もう一館つくる、もう一館つくる。戦後、高度成長によってそのようにして日本の国も地方も含めて行政は量的な拡大をどんどんやってきた。本当によくやってくれたと思うんです。ところが、最近になってそのサービス享受してきた市民たちから不満の声が出てきたわけですね。「ただ舗装すればいいってもんじゃないだろう」、「ただ河川は固めればいいってもんじゃないだろう」ということで、例えば河川のコンクリートの壁を潰して、自然河川にしようよというようなことを少しずつやり出してきた。

私が前に住んでいた市川市の真間川も改修工事がございましたけれども、コンクリートで固めるのをやめたようでございます。両脇は土をはわけて草を植えて、堤防の桜並木を守った。下はコンクリートだと聞いておりますが、そんなふうにしてもう少し質の高い環境を実現していこうというようなことが言われるようになった。自分たちのまちの中に、もう少し個性とか、そういったたぐいの「質」を充実させていこうと、そういう声が出てきたということが、関心の高まりのひとつの理由ではないかと感じています。

< 成長期スタンダードの見直し >

それからもう一つは、それと関連して「成長期スタンダード」が問い直されるようになってきた。たとえば、「これがよいまちだ」というようなスタンダードが行政の内部でどんどん形づくられていって、そのようにまちがつくられてきたような気がしますね。都市計画などはそうでありますけれども、きっちりと地区を分けて利用を制限する。住宅地にはコンビニはつくらせないとかいう、いわゆるゾーニングの考え方です。それが今、年寄りばかりの住宅地になると、「コンビニがないと不便で不便でしょうがない」というようなことになっている。それから住宅団地をつくる時は、必ず公園用地を出しなさいというような指導をやってきましたね。そして、そこに小さな公園を作って木を植えて、三点セットの遊具を設置しました。子供たちがたくさんきて、「わぁわぁ」騒いで声が響くので、近隣の住宅が公園に向けて縁側を開いていないんですね。背中を向けて建てますので、今日では公園という空間は誰の目も届かない大変危険な空間になっているという指摘があります。つまりこれがいい形だと

決められてきたスタンダードを市民の目からもう一度見直してみることで、違う形でまちのよさというのが表現できはしないかと、こういうようなことが出てまいりました。「それにはやはり自分たちがまちづくりに参加していくということが必要だ」、そういう意識が高まってきたし、運動も出てきたというふうに思っているわけです。

< 地方分権時代の到来 >

3番目に、2000年の地方分権改革でこれからは「地域のことは地域で決める」という自己決定の原則で運営することが可能になった。では「地域のことは」という「地域」はどこを指しているのか、地域で「決める」というのは誰と誰がどのような方法で決めるのかなどについては、どこもまだ明らかにしていない。それをそれぞれの自治体で決めていこうということです。地域のことの決め方、誰がどのような方法で参加して決めるのか、議会に概ね任せておけばいいのかというようなことを議論していくことが必要になってきたというところであります。

では、なぜそんなことを自分たちでやらなければいけないのか、法律が何かで定めればいけないかということになりますが、実は分権改革で示されたことは、これまで中央集権的なといえましょうか、全国一律に国民をみんな画一的に扱ってきた、そういうやり方に行き詰まるということがあるようでございます。このようなことから、今日、全国的に「わがまちのことは、私たちが決める」という機運が高まり、その実現を自治基本条例に託すことになっているのではないかと思います。

< 2. まちは誰のものか >

< はじめは自分たちの「ちから」で治めた >

はじめは、自分たちの「ちから」で治めたということをお話させていただけます。前に市民グループの勉強会にも参りましたし、それから議会の方にも地方自治の現在と未来という形でお話しに参りまして、「またおまえ同じことを言っているんじゃないか」とお思いの方もいるかもしれません。ちょっとだけ整理させていただきますと、もともと私たちはずっと古くから集落という単位で生活がだいたい完結していたと言われていたんですね。どうやって完結していたかというと、家族の協力、それから近隣の互助、それからコミュニティの共同作業、これによって済んでいた。子供が生まれたり、おじいちゃん、おばあちゃんが孫の世話をする、それからおじいちゃん、おばあちゃんが体が弱ったら家族が見ます。家族の協力でかなりの部分が成り立っていた。近隣の互助というのは、そうですね、田植え、稲刈りのときもやる、あるいは家を建てかえたり屋根をふきかえたりするときに、工務店はありませんので、ご近所の人がお互いに手伝いに行き、次は自分のときには来てもらう、そういうやりとりのことですね。コミュニティの共同作業というのは、たとえば雨が降って道がぬかるんだら、歩行が難しくなりますね。馬も人も歩けない、だからどこかで砂利入れ

をしなきゃいけない。道普請をするときには、みんなが出てきて共同で作業をして解決する。これでだいたい済んでいたんですね。そのほかを言えば、例えばお上に納める税金、お米を納めますけど、残った分の一部をみんなで積み立てておいて、飢饉のときの食糧にするとか、あるいは種もみにするとかというようなことを共同で決めていたということがあります。

こういう活動を維持して行くには、段取りをつける人が必要です。近隣の互助の世界については、上からの段取りはなかなかできなくて、お互いの気持ちでやるわけです。自発的に協力し合うわけですが、コミュニティについてはやはり段取りが必要です。雨が上がったら、作業をしようではないかとか、1軒から男手1人、女手1人出てやろうなどというようなことを決定することになりますね。これを担ったのが「村寄合」で、全世帯参加の協議機関といってよいでしょう。

< 協力・共同の「ちから」が弱まって自治体政府をつくることに >

やがて近代に入って、このような協力・共同は次々にだめになっていくわけですね。家族でいいますと、だんだん核家族化していっておじいちゃん、おばあちゃんとは暮らしていないとかですね、近隣についても疎遠になって孤立した生活がだんだん深まってくる。したがって、コミュニティの共同作業がだめになります。村方三役だけが出ていって待っているのに、全然集まってこない。私のところの町内会も共同作業が年に4回あるんですけど、なかなか集まりませんね。特に男手が全然出てこないので作業が滞ってしまいますよね。同じことが起きた。そこで、寄り合いが招集され、「秋までにきっちり川ざらいしておかないと大変なことになるのに、みんなが出てきてくれない、なんとかしなければ」と頭を抱えた。だって、仕方がない、勤めがありますから。中には、晴れていればゴルフに行く人もいるでしょうね、それぞれ趣味もあるでしょう。結局、作業が成り立たなくなったので、寄り合いが相談しまして、「ここはひとつ誰かにやってもらおう」ということで雇い入れ人に頼むということになるわけです。それで、住民たちからお金を集めまして、それを雇い入れた人たちに渡して、秋までに必ず川ざらいをやってくれ、隣町までの峠を切り開いてくれという形で、一種の委託を行う。地域の公共財といいましょうか、みんなの財産はこのような形で管理していくわけであります。もちろん寄り合いは最初は全世帯参加でした。が、やはり共同作業に出てこられないぐらいですから、全員参加は無理になって、寄り合いも総代制で5軒から1人出そうかというような、選挙のような形になっていくわけですね。だいたい察しがつきますか。住民から集めてた税金で、雇い入れた人たちに必要な公共財の管理をやってもらう。寄り合いというのは、今日の議会の役割、そして雇い入れられた専門集団が、やがてたくさんの仕事をするようになりますが、これが今日の行政ということになります。

このようにして、もともと自治体政府というようなものは、人々がお互いの協力と

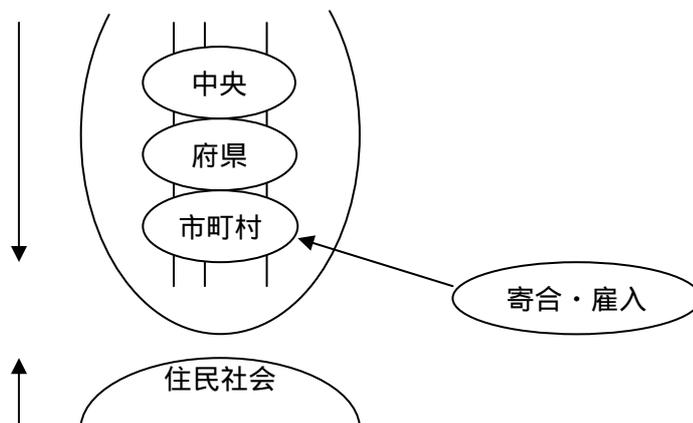
共同でやっていた役割を、自分たちでは果たせなくなったために代わってやってもらう組織としてつくったわけです。だから、常にこの組織、つまり決定の組織と執行の組織は、その人たちの手の内にあった。自治体はそういう意味では我が物であったというふうに考えることができるわけです。



明治の初期ぐらいまではこういう格好で集落があった。8万300ぐらい、こういう集落があったというふうに報告されています。平均人口400人ぐらい、88戸ぐらいで1集落がつけられていたとされていますね。

< 近代国家の地方制度として議会・行政が集落から切り離し市町村に >

それがやがて近代の政府体系になるときに、明治維新で中央政府が先にできて、次に府県が整備された。つまり藩を潰して府と県をつくったのです。しかし、もっと末端のといいましょうか、住民に近いところの機関がなかなか決まらなくて、一時期、区というのを置いたんです。大区、小区とか置いて、戸籍を管理させていこうとしたのですが、余りうまく働かなかったんですね。どうしてかということ、集落にはこれまでみた信頼の構造といいましょうか、あるいは政府機構とまではいかないんですが、人々の依頼を受けて仕事をしてくれる関係があった。そこに明治政府の役人として戸長が派遣されてもうまくはいかない。それで、旧来からの村寄合を担った人々を動員して治めようとした。市会、町村会をつくって、そしてそこに職員を置いて、市町村というのをつくったわけです。これまで行われてきた近隣の相互扶助とかの関係は、政府部門とは切り離されて住民社会を構成することになった。近隣自治組織、いまの町内会みたいなものになったわけです。人によってはこれを「放置されたコミュニティ」と言ったりします。こうして政府部門がお上として上に位置し、住民社会は下に、統治される側に位置する構造ができたのです。こういう格好で近代に突入していったわけですね。



< 戦後の集権的行政のもとでの自治体政府と市民 >

おわかりでしょう。この市町村というのは、我が物ではなくて中央政府に連なる政府全体の一部として位置づけられた。単純に言えば、国家統治の地方行政機関として位置づけられて働くというか、上からの指令で働く、上から補助金が出る。最初的时候には、集落内で発生した公共的な仕事をお願いするということをやっていましたが、今度はこの国を統治するためのさまざまな仕事が中央政府から委任されて、その仕事も処理するようになった。時には、その仕事が大変大量になってしまっただけで、地元の仕事がおろそかになるとまで言われた時代がありました。

このようにしてできた市町村が、まさに先ほど私が言った分権改革までの姿なんですね。この仕組みの中で上から法律をつくって、法律をつくるだけでは執行できませんから、やはり市町村にやってもらうことにした。例えば、子供の保育を公共サービスでしますよ、それは市町村にやってもらおう、中学校もちゃんと義務教育でやりますよ、それも市町村にやってもらおうと、どんどん市町村に仕事をおろしていく。そして、市町村はよくそれに耐えて苦しいことをこなすようになった。だから、大変なんですけど、とりわけ戦後の50年間ぐらいの間に自治体は実に多くの仕事をやるようになってまいりました。

そのときに、中央から市町村へと上から下へにおりてくる。上から来るのは指令とか財政とかですけど、下から上へも働きかけが行われます。上に向かって行くのは要求とかいうものですね、「何々をやってほしい」、「何々をつくって欲しい」。この関係を私はI字型と言ってきたんです。中央政府が決めて、市町村が執行する。これ1本の縦型になっていたんじゃないかなと思います。なぜならば、もうやることを上から決められて指令が来ますので、そうするとこの構造には議会の場所が発見できないんです。多くの仕事は大体このI字型の中でやられてきたわけですが、それはある種の串刺し状態になっている。だから、市町村はなかなか勝手なことができないんです。逸脱しちゃならない。勝手なことをすると、上からの監督やお叱りが来たりするようになっていました。

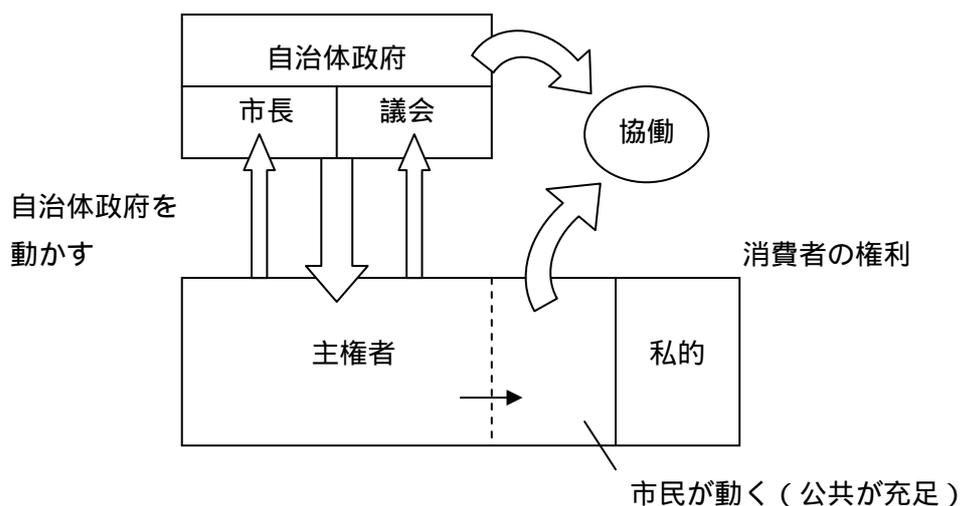
そこで分権改革によって何が行われたかということ、分権改革がこの串刺し状態から串を何本か抜こうということになりました。大臣による監督、それやめようとか、あるいは大臣による訓令、上からの指令ですが、それやめようとか、改革した。そういうのをやめた結果どうなったかということ、串の拘束力が随分緩くなりました。国・地方の政府が一枚岩になっていた括りっていうんでしょうか、括りが緩くなった。例えば、補助金行政とかの形ですね、まだ串は残っているものもあるんですが、棒がちょっと緩くなったものですから、この串から市町村という団体が自由になる。拘束から自由になるとどうなるかといえば、言うまでもなく市民の住んでいる地域社会の方へ顔をむけることができるようになる。

それゆえ地方分権改革がもたらした効果の最大のものは、自治体政府が市民のものになったということ、自治体が市民の手に帰ってきたということです。もっとも帰ってきたときはもうかつてのような姿とは違って、その間に何遍も合併してますから大きくなってますし、それから職員も多い、それから予算も大きい。そういうふうにかなり図体も大きなものになって戻ってまいりましたが、ともあれ住民社会の機構として帰ってきましたので、その経営責任は市民だよということが確認されたわけですね。帰ってきた我が子のように思って、この子をどう育て、そしてそこでどのようなまちをつくっていくか、そのまちの将来をどう開いていくかということみんなを一遍考えませんか。そのためにはそれを考えていく、あるいは進めていく仕組みが必要でしょう。こういうことが基本条例を要求し始めた動機かなと考えているんですね。

< 3 . 自治基本条例とは何を定めるものなのか >

では基本条例というのは一体何を定めるのでしょうかということを紹介いたします。

これは実は、私が考えついた話ではなくて、かつて基本条例づくりをやったときに市民の皆さんと随分夜遅くまでわあわあ議論してまとめたものです。「一体私たちは何をやろうとしているのかということをやんとわかりやすく図示してみませんか」という意見が出て、みんなでそこで意見交換をして絵をかいてみて、到達した姿なんですね。それをちょっとご紹介しますね。



上の四角が、私たちの暮らしている中で必要な財とサービスの総量と考えていただきたい。お腹がすいたら御飯を食べなきゃいけないぞとかということで、雨露しのぐために家が必要だとか、そういうことから始まります。自分たちの私的領域といいま

しょうかね、「個人の自己責任でこれは確保していただきます」ということになりません。お百姓さんは自分でお米をつくって食べる、私はつくっていませんのでお金を稼いでそれでコンビニで弁当を買って食べるということになります。それぞれ自由ですが、すべて自己責任で充足する。自己責任では充足できないものは、公共的に充足するということになります。協力・共同の「ちから」が弱まった現代は、公共的な充足はほぼ政府による供給となります。

< 自治体政府をコントロールする-市民が政府を動かす >

そこで、概ねこれまでは自治体政府をつくってですね、その必要なサービスを、自治体政府に供給してもらうということをしていきたいと思います。この自治体政府がどのようなサービスをどれくらいのコストでやってくれるか、税金とか料金とかですね。そして安定的に供給してくれて、経営をちゃんとやってもらわなければいけませんよね。任せておいては危ないかもしれません。そこで、自分たちの仲間をそこへ役員として送り込むんです。それが議会議員ということになりますね。だから、議会は首長から任命された議員でやっているんじゃなくて、全部自分たちの仲間から政府に選んで送り込んでいるわけです。そして、市長も一応自分たちが選んで、「あんたならいいだろう」というふうにしています。法律上は必ずしも川口市民でなくても市長にはなれますが、選ぶのは川口市民です。このようにして自分たちがつくった自治体政府の運営を自分たちの影響力のもとで経営していこうと考えるわけですね。

そこで必要なことは何でしょうか。この上向きの矢印ですが、選ぶこと、あるいは監視する、意見を述べるとか、こういうさまざまなことについての権利が市民に留保されてないとまずいですよね。せっかく自分たちの仲間を入れても、その仲間たちが勝手なことをやったら困りますので、日常的にその活動をきっちり見ていく必要があります。そして、逆の矢印が市民に対してサービスを提供してくれるということになります。そのやりとりです。例えば、サービスと言っても住民には自治体政府の運営に使っている自分の情報を知る権利がありますとか、あるいは市政に関連する情報を知る権利がありますというような権利も含めてですけど、ここに一つの世界が成立する。これは「自治体政府を市民が動かす」という領域です。そこに立ち現れるのは「主権者市民」という顔をもった市民です。

< 私的領域の自由と消費者の権利 >

右側の方の私的領域のところは3番ということにしておきましょうか。なぜ3番とするかといったら、2番があるからですよね。そこで3番はということかといえば、これいけば消費者ですので、コンビニで買うなりあるいは行政サービスとか公共サービスの消費者であるのです。消費者の権利をうたい上げておかなければなりません。つまらない行政サービスを受け取ったというようなクレームもつけますよとか、それ

はデパートで買物したら腐っていたので突っ返すなど、同じようにやはり権利が確立していなければいけない。それと、もう一つは、3番は私的領域ですから公権力の介入を許さない世界です。いわば市民的自由が確保されていなければならない。同時に、できれば住みよい地域社会をつくるための努力、寛容さなどを培う領域でもあります。隣の家の猫がうちの庭でおしっこをしたから殺すとか、そんなことはしないで、相互に配慮し合うようなお互いさまの世界です。

< 共に公共を担う - 市民が動いて公共を実現する >

2番目はこういうことです。どういうことが考えられているかということ、要するに、行政が供給するのめいかなものかなと、しかし、私的自己責任で解決しなさいというのはきついぞという世界が登場してきた。だんだん家族構成も大きく変わってまいりましたよね。既にひとり暮らしとそれから夫婦だけの高齢者世帯というのが、ダントツに1位ですよ。もう六、七割になっています。若い人を含めても5割に達しましたので、そのようにしてかつての標準世帯と違った問題が生まれている。例えば、先ほど御飯を食べるのは自己責任というふうに言いましたけれども、風邪引いちゃって具合が悪いひとり暮らしのお年寄りに御飯を誰がつくるか。「それは自己責任でしょう」、「お金があるんなら這ってでも自分で買いにいけば」というふうなことにはなかなかなりにくい。最低限何らかの社会的な支援が必要になってきた。しかし、それを直ちに自治体政府の責任だと言ってのけるかどうかということ、そんな自信はまだないというような、そういう空間がこの2番のところですよ。つまり例えばボランティアの人たちとかNPOの方が給食をつくって、そういう家庭へお届けするというサービスによって、かろうじて生活が維持できる、そういう分野がだんだん広がってきています。

それから、従来は自治体政府の責任でやっていたんだけど、だんだんそれができなくなってきたということもある。例えば小学校の子どもが途中で学校へ行かなくなった。不登校と言われる状態ですよ。いくら教育委員会が言って学校に戻りなさいと言っても、なかなか戻らない。そういう子たちはどうしているかということ、市民社会の中で市民たちがフリースクールのようなものをつくって、子どもたちが大人として生きていけるだけの力を育むということをやり始めた。つまり市民社会のもとで今、子どもたちは育っています。全部学校というわけではないというようなことも含めて、この2番の領域で多くの市民たちが活動を始めたということが実態としてございます。

その領域をどうやって考えたらいいだろうか。「市民が動く領域」としましよかね。市民が動くことによって公共が充足されるというような世界です。そこで活動している人たちをどういう市民というふうに名づけようか。1番は主権者市民、3番は消費者市民、2番をどう位置づけようか、「ともに公共を担う市民」というような言い方でどうだろうかというようなことを話し合いました。

そうすると、今度はこの2番の領域のようなことをこの川口市ではどのように考えていくか。こんなことを市民に背負わせていないでちゃんと行政がやれということにするか、それとも市民たちがここを担うことによって自分たちのまちを自分たちでつくっていく、そういうねりをふやしていく、大きくしていくと考え、そういう位置づけとするか。つまり、最初に言ったのは、自治体政府を動かす、そしてもう一つは市民が動いて公共を生み出すというようなことが可能であるとか、基本条例の中で議論することが可能です。

< 「協働」と議会の役割 >

そしてもう一つは、それぞれだけではなくてこの自治体政府の活動と、それから2番の領域の市民が動いて公共を生み出す、この両者がつながるところに協働みたいな世界が可能ではないか。そのようなことも含めて近年の自治基本条例のキーワードというのは、自治、参加、協働なんていうことになってくるわけですね。

議会についても触れなければいけません。議会も当然この全体の構図のなかでどういう役割をするのか議論をしなければならなくて、それは議会基本条例などに結実していくという道もあるでしょうが、少なくとも分権型社会になって議会の役割が大きく変わったぞと、そのことをここは議員さんも参加されていると聞きますので、ぜひ議論を詰めていただきたいと思います。

< おわりに >

時間がそろそろ来ましたので、最後に少し進め方について述べます。

何よりも重要なことは、基本条例という何ヶ条かの条例の条文をつくるのは、そう大した仕事ではありません。行政法や行政学の数人の研究者が集まれば、大体一晩ぐらいで書き上げることはできるんです。それをなぜしないのかということに実は重要なところがあって、「我がまちの憲法を誰かにつくってもらってどうするんだ」ということが大事なんですね。ですから、当然ですけど、我がまちの憲法をつくろうと集まった皆さんが、行政に原案をつくってもらったら、それはちょっと恥だなと思います。やはり自分たちでこのまちのいいところ、だめなところ、好きなところ、嫌いなところ、そこら辺から積み上げてこんなまちにしよう、そのためには市役所にはこういう役割を果たしてもらおう、市民は何々をしてと、そういう作業が大事になります。

私は、長いところでは2年間の長きにわたって一つの検討委員会につき合いました。その間に何が変わったかということ、市民の方たちの議論の仕方が変わった。もちろん情報量は圧倒的に多くなるんですよ、これについてはどうなのと言うと、市の方はぱっぱと情報なんか出してくれますね、データとかね。そういったことが理解を広げていく。議会と執行機関の関係についてもわかるとか、そういう理解がだんだん進ん

でいく。もう一つは、議論の仕方がうまくなるということでございます。当然ですけども、一番重要なことは自治の制度をつくる、自治の仕組みをつくることです。そして、この作業を自分たちの自治の手、会議の自治の中から生み出すということです。おわかりでしょうか、つまり検討委員会の自治ができなければ、基本条例で自治改革を書いてもどうかなという問題があります。この委員会の中でどのようにして人の意見を十分に聞くことができるか。聞いた上で自分との違いを理解できるか。自分との違いが理解できたら、自分の考えを相手に伝える努力をする。相手が受け入れてくれなければどこかに着地点を探すというようなことが、この50人サイズの中で一斉に行われていくということになります。これが会議の場です。私は会議という言葉は固いのでワークショップとか言っているんですけども、一人だけの主張で決まるのだったら、行政職員に徹夜で書いてもらった方が早いのです。こうやって集まっているのは、当然50人いたら50個の意見が出てくることが前提でございますので、それをどうやって練り上げていくかということ、これに成功しなければ立派な条例案文ができて、多分その条例は動かないだろうと思うんですよ。そういう意味では、皆さんのこれからの活動に期待したいというふうに思います。

大体時間が参りましたので、これくらいにいたしましょう。

どうも本日はありがとうございました。（拍手起こる）

立石委員長

ご講演、ありがとうございました。ご質問をいただきたいところなんです、先生、午後から授業が入っているということで、前半の会議が活発だったために質問ができないのが残念ですが、辻山先生には貴重なお時間、ご協力いただき誠に有難うございました。今一度盛大な拍手をお願いします。

（拍手起こる）

10 閉会（午後0時40分）

それでは、これもちまして第1回川口市基本条例策定委員会を閉会といたします。